

所属長各位

市長 竹内通弘

平成31年度の予算編成について（通知）

平成31年度の予算編成に当たっては、下記の事項に留意の上、手続きを進めるよう通知する。

記

内閣府の月例経済報告（9月）では、「景気は、緩やかに回復している。」とし、先行きについても、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」と発表している。

政府においては、東日本大震災からの復興・創生及び平成28年（2016年）熊本地震からの復旧・復興に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していく。このため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」、「規制改革実施計画」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」及び「ニッポン一億総活躍プラン」を着実に実行する。さらに、人づくり革命と生産性革命を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「新しい経済政策パッケージ」及び「人づくり革命基本構想」を着実に実行する。

また、働き方改革関連法を円滑に施行する。加えて、平成29年度補正予算及び平成30年度予算を迅速かつ着実に実施する。

相次ぐ自然災害について、被災者への生活支援及び被災地の復旧・復興を全力で進める。

好調な企業収益を、投資の増加や賃上げ・雇用環境の更なる改善等につなげ、地域や中小・小規模事業者も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するとしている。

我々を取り巻く環境に目を転じてみると、少子高齢化の進展などに起因した急激な人口減少が続き、地域経済の活力を奪い、生活基盤やコミュニティの存続が脅かされている。このような中で本市では、地方自治体としての自主性、独自性を最大限に発揮し、地域固有の課題や市民ニーズに的確に対応すべく、平成27年10月に『洲本市総合戦略』を策定した。さらに、本年5月には、本市を取り巻く社会・経済情

勢などを踏まえ、新しい市政運営の目標とその取り組みを示した『新洲本市総合計画』を策定したところである。今後、これらの計画を持続的・効果的に展開していくため、確固たる財政基盤を確保していかなければならないところである。

本市の財政を概観すると、平成 28 年度までで、新庁舎建設やスマートインターチェンジ整備などの大型事業が終了したにもかかわらず、施設の維持管理費や公債費等の経常経費に充当すべき一般財源額確保に苦慮するほど、人口減少や合併算定替えの逡減による普通交付税の縮減、市税の減収に伴い、実質公債費比率・将来負担比率が上昇、合併以来の実質収支の黒字は維持したものの、3 年連続の実質単年度収支の赤字を計上するなど、現状財政運営への警鐘といえる平成 29 年度決算となったところである。

また、合併や人口減少による公共施設の充足過多や老朽化による維持管理経費の増嵩も懸念されるとともに、市税収入は固定資産税、個人市民税などの基幹税目が減少基調にあり、普通交付税合併算定替え終了も近づくことから、今後は今まで以上に厳しい財政運営を強いられるものと思料するところである。

こうした状況下にあっても、「住んで良かった、これからもずっと住み続けたいと誰もが思うまちづくり」を実現するためには、“サマーレビュー2014”に示された道筋に沿って不断の行革を着実に推進していく必要があり、職員一人ひとりが、「最も効率的かつ良質な行政サービスを提供する」という観点から恒常的に事務事業を見直し、実践していくことが重要である。その上で「新洲本市総合計画」に掲げる『これからの10年』に向けた『まちの将来図』の実現に向け、本市の地域課題の解決に尽力していかなければならない。

各所属長におかれては、平成 31 年度予算編成にあたり、以上の観点を十分に踏まえ、各部局・各課室の経営者であるとの認識を持ち、職員の力を最大限に活かしながら、前例にとらわれない柔軟な発想と積極的な姿勢で予算要求に臨むことを強く求めるものである。

また、平成 29 年度決算監査及び決算特別委員会での意見等を尊重し、対応等を加味すべきであると考えている。

1 予算要求基準

平成 29 年度以来引き続き、従来の「経常経費」、「政策（臨時）経費」に加え、洲本市総合戦略、新洲本市総合計画を具体化する新規事業を対象とした「総合戦略・新総合計画枠」を設ける。

(1) 経常経費、政策（臨時）経費の指示基準

・経常経費：原則として平成 30 年度当初予算における経常経費充当一般財源の 97%

・政策（臨時）経費：別途通知する各部毎の枠の範囲内

【留意事項】

- ※ 個々の経費を一律に削減するような要求は慎み、市民ニーズを踏まえ施策の選択と集中に留意すること（メリハリを付けて要求すること）
- ※ 指示額の範囲であっても査定対象であることに留意すること
- ※ 新規事業については以下の総合戦略枠を積極的に活用し、経常及び政策（臨時）経費については必ず指示基準内で要求すること

（２）総合戦略・新総合計画枠の指示基準

・所要額要求

【留意事項】

- ※ 上記事業は、原則、総合戦略を具体化する新規事業を対象とする。上記以外の新規事業は、政策（臨時）経費の枠内で要求すること
- ※ 平成 29 年度の総合戦略枠事業を継続する場合は、その必要性を十分検討のうえ総合戦略・新総合計画枠で要求すること

（３）シーリング対象外の経費

- ・人件費、公債費、債務負担行為設定事業（指定管理委託等経常経費にかかるものは除く）
- ・人件費扱い経費（年間を通じて雇用する嘱託員の報酬・共済費。ただし、新たに雇用しようとするものは除く）
なお、嘱託員の必要性については要求時に精査するため、新規・継続を問わず、配置の考え方を十分吟味しておくこと
- ・その他指定する事業

※特別会計（一般会計からの繰出金を含む）

- ・特別会計・企業会計についても上記要求基準を準用すること

2 各分野における基本的な留意事項

（１）歳入

① 市税

- ・今後の経済動向、税制改正及び地方財政計画等を総合的に勘案して的確に見積るとともに、課税客体の的確な把握、効率的な滞納整理、徴収率の一層の向上を図り、市税収入の確保に努めること

② 地方交付税、地方譲与税、市債等

- ・地方財政計画及び地方債計画等の動きを十分考慮し、的確に見積ること
- ・過疎地域自立促進事業債については、全体事業の中から過疎地域自立促進計画に基づき充当方針を策定するため、事業課においては予算(充当)要求

をしないこと

③ 国・県支出金

- ・ 各省庁の予算の動向を見極め、的確に予算に反映させるとともに、新たな国県補助負担金についても、本市にとっての必要性等について十分検討したうえで積極的に活用すること
- ・ 市費随伴の義務がなくなった事業については、市単独施策としての実施の必要性について検討すること

④ 使用料・手数料

- ・ 2019年10月1日に消費税率改正が実施されることから、先にも通知したとおり、税率アップ分（洲本市においては5%→10%、5%）の改正と合わせ、別添『使用料・手数料の見直し基準』に基づき、単価の見直しを行い、歳入の確保に努めること

※消費税率改正分（8%→10%、2%分）は、平成31年度歳入予算に見込、歳出要求の一般財源枠を算出していることに留意ください。

また、見直しに当たっては、『使用料・手数料の見直し基準』に基づき、『①使用料手数料見直し様式』等を作成の上提出すること

- ・ 平成29年度決算特別委員会からの指摘事項にあるとおり、安易に滞納させないよう予算要求時点から、収納率アップに向けた取り組みを予算化するとともに、目標としての収納率を掲げ歳入増に努めること
- ・ 使用料・手数料と同様、消費税を転嫁すべき実費徴収金等についても、消費税率改正に合わせ、単価の見直しを図ること

⑤ 財産収入

- ・ 財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努めるとともに、遊休地等の未利用財産について処分を検討するなど、収入の確保に努めること
- ・ 特に、現在無償もしくは低額で貸付している財産については、その妥当性を検証すること

⑥ その他

- ・ 市税はもとより、保育料、市営住宅使用料、下水道使用料、貸付金等については、公債権、私債権（債務名義の取得）ともに法律に従い適切に徴収を実行すること

(2) 歳出

① 事務事業

(見直しに当たっての基本的考え方)

- ・ 漫然と事業を継続させることは厳に慎み、それぞれの事業の本来の目的に立ち返った見直しを行うこと

- ・社会経済情勢の変化、地方財政措置の状況、民間との役割分担、民間活力の活用について常に意識するとともに、費用対効果、受益と負担の適正化等の観点も踏まえた上で、事業の必要性、実施手法、実施水準等について検討すること

(成果重視の施策展開)

- ・議会審議等を通じて、指摘のあった事項については、内容の検討、見直しを行い今後の施策展開に努めること
- ・補助金については、定期的に成果を検証するなど、存置の必要性に立ち返った検討を加えること
- ・補助事業であっても、その採択にあたっては、住民の視点に立って必要性の有無を十分に検討し、安易な実施は行わないこと

(施設維持費、業務委託)

- ・施設維持費等、必要やむを得ないものについても、保守点検、清掃、警備等の契約仕様（頻度、水準等）の見直しに取り組むなど、経費の抑制を図ること
- ・業務委託を実施する場合は、原則として入札により業者を選定すること
- ・経費節減と質の高いサービス提供のため積極的に民間への業務委託（アウトソーシング）の検討を行うこと（ただし、政策立案等における安易なコンサル委託は厳に慎むこと）
- ・平成 28 年 12 月に公共施設総合管理計画を策定し、現在個別施設計画の策定に向けて検討を進めていることから、安易な施設改修や大規模修繕等は、厳に慎むこと。なお、個別施設計画実施により平成 31 年度に発生する需要（撤去費等）については、別枠とし所要額要求すること

(職員給与費)

- ・職員給与費については、平成 29 年 12 月の現員現給を基礎に、人事院勧告や定期昇給見込額を加えた額を算定すること。なお、定数配置の見直しに伴う所要額の増減及び今後予定されている給与改定等に伴う所要額の増減については、可能な限りこれを反映したもので要求すること
(職員給与費については、総務課で十分に精査のうえ要求すること)

② 投資的事業

- ・本市の社会資本整備の水準等を踏まえ、効率・重点的な整備に努めること
- ・既存ストックの有効活用（「つくる」から「つかう」）に努めるとともに、規格の見直しや維持管理コストだけでなく減価償却費も含めたトータルコスト縮減を検討すること

③ 新規事業等

- ・ 新規事業については総合戦略・新総合計画枠を積極的に活用すること
- ・ 上記以外の新規事業については、政策（臨時）経費の枠内で要求すること
- ・ 新規事業については、成果指標を設定すること
- ・ 従来の発想にとらわれることのない斬新な視点と組織横断的な検討に努めること
- ・ 必ず終期を設定すること

（３）公的施設

- ・ 公と民との役割分担や利用状況を十分に踏まえたうえで、既存施設の廃止や統廃合、民間移譲等を含む抜本的な見直しに努めること
- ・ 施設管理においては、住民サービスの向上をめざして、積極的に原則公募による指定管理者制度の導入を検討すること

（４）特別会計

- ・ 特別会計は、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区分して別個に処理するために設けられたものであり、特別会計の歳出は特別会計の歳入で賄われるべきものである。一般会計からの繰入に当たっては、繰入の解消について計画的な考え方を示すこと。（単なる赤字補填では繰入を行わないものであること）

（５）外郭団体等

- ・ 社会経済情勢の変化を踏まえ、外郭団体等が担う行政サービスの必要性を検証し、団体の統廃合や経営改善の促進を図ること、又、公益法人改革により一般社団・財団法人へ移行した団体は、経営状況及び公益目的支出計画を明示すること
- ・ 外郭団体等への委託料、補助金等の交付に当たっては、平成 29 年度決算監査における監査意見書にもあるとおり、当該団体が、歳入・歳出両面にわたり、本市同様の見直しを図るものとした上で、所要額を算定すること

（６）その他

- ・ 年間見込額を要求すること（委託（請負）後の契約変更等の事例も見受けられるが、事業費は厳正に見積もり、安易な補正予算等の対応は慎むこと）
- ・ 国の制度改正内容が明らかになるのが予算編成作業途上になるものもあると考えられることから、各部局は国の動向等に留意の上、財務部との連携を密にすること
- ・ 消費税率改正は 2019 年 10 月 1 日から適用されることから、各種経過措置が講じられる予定であり、別添『軽減税率制度実施に伴う税率引き上げの経過措置』を参考に、歳出科目や契約締結日による適用税率を確認の上、要求すること